

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 事業承継前から勤務する従業員に支給する退職金

**Q** : 昨年、父の営んでいた個人病院を引き継ぎました。今年に入って、父の代から長年勤めていた看護師が、家庭の事情で退職することになりました。この看護師に、父の代からの勤続年数に応じた退職金を支給しましたが、この退職金の取扱いはどうなりますか？

**A** : 看護師が退職した年（今年）の、貴方の事業所得の必要経費に算入されます。

### 【解説】

所得税法上、事業所得の必要経費に算入すべき金額は、その事業所得の総収入金額を得るため直接に要した費用の額、その年に要した販売費、一般管理費などその事業の業務について生じた費用が含まれますが、これらの費用は、その年において債務が確定しているものでなければなりません。

退職金の場合には、

- ①退職給与に係る債務が成立していること。
  - ②退職の事実が発生していること。
  - ③退職給与の額を合理的に算定できること。
- のすべての要件に該当することが必要です。

今回のケースでは、貴方がお父様から事業を承継する時点で、その看護師は引き続き在職することになっていたため、退職の事実が発生していることにはなりません。したがって、在職期間のほとんどがお父様の代であったとしても、お父様の事業所得の必要経費に算入することはできません。実際に看護師が退職し、退職金債務が確定した時点で事業経営者である、貴方の事業所得の必要経費に算入されることとなります。

